

**平成 30 年 12 月 10 日八尾春雄議員が一般質問を行った。教員の長時間労働に関しては、小学校に直に出向いて実態調査を踏まえ、校長先生の努力も確認できた。生活保護の制度では制度利用世帯にあつては事実上大学進学を断念せざるを得ない仕組みになっていることを指摘した。**

議長（堀川季延君） それでは、八尾議員の発言を許します。

13番、八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 13番、八尾春雄です。のどの調子が悪いときには水分補給をお許し願いたい。最初に議会人として、そのままにできないことが国会で起きましたので一言触れます。

入管難民法の審議の中で具体的な条文が整理されないまま法律だけ先に通しまして、後で政令で定めると、こういうやり方を国会ではやられております。アドルフ・ヒトラーが1933年にナチスの政権を担当したときに、全権付与法という法律がございまして、国会で了解をとることなく、政府が決定すればそれが法律だと、こういう法律をやったわけでありまして。アドルフ・ヒトラーの評価についてはいろいろありますけれども、彼は軍事クーデターで政権を奪取したわけではありません。選挙によって多数が彼を選んだことの結果の一つでございまして。手続がされておるのだからそれで通るといふことにはならないのではないかと。そのことをこういうやり方は黙過できないと。広陵町議会では、余りこの辺に類するようなことはありません。議員もしっかりと追及をいたしますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

今回は5つの質問を用意をいたしております。

1、元気号の運行改定に当たっては、少なくとも現状より改善するのが大前提ではないのか。馬見北の住民から元気号を利用し、国保中央病院に通院しているが、従来ならば1本で行けたのに路線の改定で乗りかえる必要があり不便になったとの苦情が寄せられている。

①運行計画改定に当たり、現在よく利用される公共施設や病院、ショッピングセンターなどへのルートの研究をして、時間短縮や便数確保に努めてもらいたい。

②免許証返納運動に取り組まれている状況（以後確実に返納者増加が見込まれる）で移動難民を生まない対策を緻密に組み立ててほしい。

③住民アンケートの結果はどうか。何がわかったのか明確にしてほしい。

2、おむつの処理について。

新生児の場合、少ない子でも1日にうんちが5回、おしっこは10回程度と言われ、多い子だ

とうち、おしっこで合計で日に20回程度かえなければならないこともある。この場合に必要なおむつは15リットルと言われており、レジ袋などを使用しておむつを出したいとの声が根強い。

①乳幼児世帯・高齢者世帯・障がい者（児）世帯などの負担軽減を図るため有効である。

②おむつごみの出し方について、既に実施済みの自治体に学んではどうか。

### 3、教員の過重労働改善について。

教員の過重労働の要因は何であると認識しているのか。授業数の増加、仕事の複雑化、完成までの時間短縮、部活動の指導、高校受験、保護者への対応など、それぞれに想定できるが、与えた仕事に見合った人員の確保ができていないことではないか。

①給特法で4%加算が定められており、残業手当不支給となっている。タイムカード導入だけでは解決できないのではないか。160時間の4%ならば残業時間は5時間強であり、1週間で使い切る水準でしかない。

②教員の定数増加を国や県にもっと働きかけてほしい。1日の授業コマ数は4コマに制限するなど具体的な基準が必要ではないか。

③文科省では変形労働時間制の導入を研究することだが対応できるのか。

④自主的研修時間も確保すべきだ。夏休みの短縮は正反対の方針である。

### 4、生活保護制度利用世帯の大学進学について。

大学に就学する者が世帯の自立助長のために大学進学しようとする場合、既に高等学校への就学によって得られた技能や知識によって当該被保護者がその稼働能力の活用を図るべきことであることから生活保護上は、世帯分離措置によって取り扱うこととしている。

①世帯分離しなければ生活保護制度を利用できないという意味か。

②世帯分離した状態であっても日本育英会法による貸与金等によって大学で就学することが条件になるのか。

③この学生が働きながら学ぶ場合、収入が就学費用及び生活費を上回る場合、保護制度を利用している出身世帯に対する扶養の履行が求められている。どのような場合を想定しているのか。

### 5、町役場や町営施設で障がい者雇用比率2.3%は達成しているのか。

障がい者雇用問題で、公的機関の雇用比率に不正手続が露見して大きな問題になっている。広陵町役場や広陵町と密接な関連を持つ事業所においてこの比率は確保されているのか。

①所在地が異なれば役場一括でなく、各所在地単位（事業所）単位とするのが原則となる。分母はどのような基準にしているのか。達成比率を明らかにされたい。さらに、シルバー人材センターでは清掃センター業務において、一部を労働者扱いに変更しており、雇用である以上対象になるはずである。

②民間委託している中学校給食センター「スマイル」は受託企業において対応しなければならない。受託企業に法令遵守させるのは委託する場合の基本である。規模が大きくなればそれにふさわしい規制が貫かれる関係になる。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（堀川季延君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず1番目の広陵元気号の運行改正についての御質問でございます。

広陵元気号は、平成28年10月に本格運行を始めてから、先日2周年を迎えました。利用者数は当初予想を大幅に上回り、2路線運行をしていた平成27年度の2万5,500人に対し、平成29年度は4万4,261人と173%の増となっています。このことから、現在は本格運行後のルート及びダイヤについて広く認知され、多くの方に御利用いただいているものと考えています。さまざまな利用促進策を進めている中、現在も利用者数は確実にふえており、本年10月には過去最高の4,646人を記録し、前年の3,853人をはるかに上回る実績となっています。しかしながらその一方で、議員御指摘の本格運行に伴い、目的地まで乗りかえが必要になった方々の声があることも認識しているところです。

最初の御質問につきましては、現在集計中の利用者及び住民アンケート等の意見をもとに、住民ワークショップを開催し、現状の問題点を改善できるような運行計画を、財政面も考慮して現計予算を基本としながら、検討してまいりたいと考えています。

2番目の御質問につきましては、今年9月から高齢者運転免許自主返納者支援事業を開始し、10月末現在で16件の申し出がありました。対象となる方には、交通系ICカードICOCA（イコカ）5,000円分、もしくは、広陵元気号の回数券5,500円分を特典としてお渡ししています。これまで、交通系ICカードを選択された方は12名、広陵元気号の回数券を選択された方は4名となっており、今後は、広陵元気号の回数券をより選択いただけるよう、一層便利で身近な公共交通となるよう改善してまいりたいと考えています。

最後の御質問につきましては、広陵町地域公共交通網形成計画を平成28年5月に策定し、本年度が効果検証の年度となることから、その一環として、利用者及び住民アンケートを実施させていただきました。結果につきましては、現在集計及び分析中ではありますが、利用者アンケートにつきましては、292票の回答があり、住民アンケートにつきましては、2,000名に郵送させていただいたところ、825名の方から回答をいただき、回収率は41.25%となっています。今後、集計及び分析結果がわかり次第、議会にもお示ししたいと考えています。

2番目のおむつの処理についての御質問でございます。

御承知のとおり現在、ごみ減量及び分別を推進し、限られた資源の有効活用を図る意味から、住民みずからごみ排出量の削減に取り組んでいただくことを期待し、ごみ収集・処理経費の一部を御負担いただくため、指定ごみ袋による有料化を実施しております。おむつごみの出し方について、実施済みの自治体に学んではどうかとのことにつきましては、無料で収集している自治体もございますので、今後、この取り組みを実施されている状況を参考にして、広陵町で実施可能かどうか研究していきたいと思っております。

3番目は、教育長がお答え申し上げます。

4番目の生活保護制度利用世帯の大学進学についての御質問でございます。

まず、一つ目の御質問にお答えいたします。

生活保護は「最後のセーフティネット」と言われるように、本来、各自が持てる資力や能力を十分に活用した上で、やむを得ない場合にのみ生活保護が支給されることになるのは、御存じのことと思います。よって、高校を卒業して一定の技能や知識を有し、稼働能力があるにもかかわらず大学に進学する方については、生活保護の対象からは外れることとなりますが、他の世帯員までを対象外とするものではありません。お尋ねの「世帯分離」につきましては、生活保護は世帯を単位で認定するものでありますので、保護の対象となる方とならない方とは、世帯を分けて認定する取り扱いとなります。

なお、大学へ通学している方が家族と同居している場合については、大学生等が保護の対象から外れるため、世帯の生活扶助費等は減額となりますが、住宅扶助費については減額されないこととなっております。

二つ目の御質問ですが、大学へ進学する際の費用については、日本育英会の貸与金等に限定されるものではございません。例えば、離婚した後に母子で生活保護を受給することになっても、子供が進学する際には元夫が学費を援助したという例もございます。

三つ目の学生が働きながら学ぶ場合、出身世帯に対する扶養の履行が求められることについてお答えいたします。

法律では、親族に対する扶養義務が定められており、生活費や学費を負担しても余裕がある場合に親族を扶養するのは、当然のことであると考えます。しかし、一般的な学生アルバイトであればみずからの生活費を賄うのも精いっぱいであろうことから、例えば、学生でありながら起業するなど、一般的なアルバイトで得られる以上の収入がある場合を想定していると考えます。

5番目でございます。役場で障がい者雇用比率2.3%は達成しているのかという御質問でございます。

初めに、本町の障がい者雇用の状況につきましては、労働局への報告基準日である平成30年6月1日時点において、障がい者は5名、雇用率は1.65%、法定雇用率の達成には2名不足となっております。

このことから、町といたしましては、法定雇用率の達成に向けた「障がい者採用計画」を労働局に提出し、来年度の支援スタッフの採用において障がい者枠を設け、3名の採用を予定しています。

なお、国及び地方公共団体等の障がい者の法定雇用率は、平成30年度から2.5%に引き上げられており、また、各所在地単位ではなく、当該機関の職員の総数に定められた雇用率を乗じることから、本町の場合、分母となる職員数は、正規職員と支援スタッフを合わせた総数が基礎となっています。また、町規模の行政機関では、教育委員会部局との人的関係が緊密である等の理由により、町長の申請に基づいて厚生労働大臣の承認を受ければ、一つの機関としてみなすことができるかとされています。

なお、議員御指摘のシルバー人材センターが行っているクリーンセンターでの業務につきましては、町と奈良県シルバー人材センター協議会との人材派遣契約に基づくものであり、労働者派

遣の場合、雇用契約は派遣元事業主と派遣労働者との間で締結されるため、障がい者雇用率の適用は派遣労働者を雇用する派遣元事業主に対して、雇用義務が課せられることとなります。そのため、本町の対象となる職員には含まれません。

今後とも、法令遵守及び障がい者雇用促進の観点から、障がい者を幅広く受け入れることができる環境づくりに努め、正職員を含む採用を図ってまいります。

中学校給食センターの雇用比率につきましては、教育長がお答え申し上げます。私からは以上でございます。

○議長（堀川季延君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 八尾議員さんの教員の過重労働改善についての御質問にお答えをさせていただきます。

複数の項目について御質問をいただいておりますが、取りまとめて答弁申し上げます。

日本では、中学校で6割、小学校では3割の教員が、過労死ラインである月80時間を超す残業をしているという調査結果が出ています。これは、本町においても多分に漏れず、小中学校ともにこの状況が見受けられます。この過重労働の要因は、教師の多方面に膨れ上がった多忙な業務にあると考えています。

手当の問題につきましても、これまでも答弁させていただいたように昭和47年に施行された「給特法」により、時間外勤務手当を支給しないかわりに、一律に給料月額の4%に相当する教職調整額を支給されてきました。この給特法が現在の教員の職務と勤務態様に合っていないという指摘もあり、中教審で見直しの検討もされていましたが、結果的に見送りになりました。

「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」とさまざまな業務を「子供たちのために」という思いのもとに実施している結果であり、定数や給与面などの現状は議員もよく御存じのとおりであります。

しかし、多忙である一方、授業に充てられる時間は、割合としては少ない現実があり、子供たちが受ける教育の質が低下していることも否めません。そして、このことは学力低下の一つの要因となっていることも考えられます。

また、議員御指摘にある中央教育審議会での、労働時間を年単位で管理する「変形労働時間制」の導入の議論がなされています。1年間の中で、閑散期（業務量が比較的少ない時期）の労働時間を短くし、その分だけ繁忙期（業務量が比較的多い時期）の労働時間を長くしようという方法であります。これにより、繁忙期には、1日当たりの時間を長くし、その分の時間を閑散期と考えられる夏休みなどで短くするというものでありますが、夏休みが決して閑散期ではなく、部活動や研修など、必ずしも早く帰ることができるものではない現実があります。県においても、総体的に教員の業務内容を減少させることこそが必要であり、また、そのことを保護者や地域の方々にも周知いただく必要があるとの見解です。特に先日開催された市町村教育長会議において、県から示された業務改善啓発用ビラを参考に、本町の実態に合わせた形で保護者等に配布し、保護者や地域の方々に理解を求めようと思います。非常に難しい問題であり、すぐには解決でき

ませんが、本町においても、教員がこれまで担ってきた業務について、外部人材を登用するなどして役割分担し、業務の縮減と授業の充実に向けて適性を図ってまいりたいと考えるものであります。

続いて5つ目の2番です。中学校給食センターの障がい者雇用比率についてです。

障がい者雇用率の2番目で質問の共同中学校給食センター「スマイル」の雇用率ですが、御存じいただいているとおり、受託事業者は、東京都台東区に本部がある「株式会社東洋食品」であります。障がい者雇用率制度による事業主区分が民間企業の場合、平成30年3月31日までは、障がい者の従業員に占める一定割合は、2.0%、それ以降は2.2%と定められており、企業全体でこの一定割合を満たしていれば障がい者雇用の要件を欠くものではないと理解しています。

その東洋食品の企業全体の障がい者雇用率ですが、所管の上野公共職業安定所長宛てに提出した、本年10月1日現在の障がい者雇用状況報告書の雇用率は、2.98%であり、基準を満たしております。

なお、給食センター「スマイル」単独の雇用率は、当初の平成28年9月稼働時は、雇用労働者56名中、軽度の障がいのある方が1名、重度の障がいのある方が1名、計2名の新たな雇用があり、障がい者雇用率の法定積算方法によって、8.33%の状況でありました。

しかし、給食センター業務の特殊性などから、平成28年11月に重度障がいのある方1名が主に体力面の事情によって退職されたため、現在は雇用者55名に対し、雇用率は2.86%と低下しています。

給食センター「スマイル」の所在地での雇用についても、一定の水準を維持するために、現在も引き続いて障がい者雇用の募集を行っていただいているところでありますので申し添えるとともに、これまでと同様に、受託事業主として必要な提出物や各種労働要件の基準を遵守するよう求めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（堀川季延君） それでは、項目順に自席にて再質問をお願いします。

13番、八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 答弁ありがとうございました。

それで、これが広陵町が発行した公共交通の総合時刻表でございます。馬見北5丁目の方が国保中央病院に行く場合には、この図面でございますと西部支線ですね、役場に一旦行って、役場で乗りかえて中央幹線に乗って中央病院に行く。以前は、これが前のやつをちょっと把握してませんけれども、1本で行けたと、こういう話でございます。

それで利用者がふえているから便利になったんだというような趣旨の答弁がありましたけれども、個別に具体的に見ていきますと、今申し上げたようなことがあったり、それから1本で引き続き行けるんだけれども、遠回りになって実際の所要時間がかかるだとか、あるいはお買い物だとかお医者さんに行く場合には、そこでとどまっていなければいけない時間がありますから、それとの間で帰ろうと思ったら適切なバスがないと、こういうようなことだとかいろいろ細かい

んですね。これ全てを満足させるやり方というのは、事実上難しいと思うんですが、少なくともこの編成のときには個人の家から個人の家に行くのはちょっと脇に置いて、こういうよく目立つショッピングセンターだとか、役場だとかいうところについては本数がふえないようにするだとか、あるいはもう少し回転を上げるだとか、そういう具体的な設計方針がないと、これうまくいかないんじゃないかと思うんですが、その点どういう努力をしておられますか。

○議長（堀川季延君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） お答えをさせていただきます。

今御指摘いただきました元気号の問題でございますけれども、今のところ私ども考えておりますのは、1路線の運行時間が長いということで議員が御指摘いただきました馬見北5丁目から国保中央病院まで行こうと思いと、乗りかえを含めまして約1時間かかるような状態でございます。またイズミヤ等のショッピングセンターに遠回りするといったような問題もこれまで御指摘をいただいておりますので、一つの運行改善に当たっての考え方の一つといたしましては、1路線の運行時間を約20分から30分以内ぐらいに設定をしたいというふうに考えております。

それともう1点、何時になったらバスが来るのかわからないと、時刻ごとに。その時刻をその時間その時間でばらばらになっておるといような御指摘もいただいておりますので、そういったダイヤをパターン化すると、パターンダイヤと申しますけれども、そういったところを中心に改善を加えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾議員！

○13番（八尾春雄君） その20分、あるいは30分単位にして、時間短縮を図るといのは結構なことやと思います。ぜひその線で調整をしていただけたらと思います。

それでこの公共交通の問題については、元気号とともに、戸口から戸口まで行けるデマンド交通についても整備が必要なのではないかというのが議会でもさんざん議論をされているところでございます。たまたま私、このアンケート調査の対象者に当たしまして、2,000人の中に当たりましたので手元に持っております。この中の7ページの中のところにデマンド方式に関する解説文が載っております。それぞれの利用者の乗車地、降車地を経由するんだけど、運賃がバスより高く、タクシーよりも安くなって、一般的に300円から500円ほどかかりますと、こうなっていますね。これはいわゆるデメリット表示というやつでして、賛成していただくのは結構やけど、これだけ費用かかりますけどよろしいかと、あらかじめ聞いておくと、こういうパターンですけれども、300円のところ500円にするというから、それはあかんわなということに結論を誘導しているかのように思えるんですが、これはアンケートの中でどうなっているのか、そこを数値で分析するとかやってもらわないと困るわけですよ。教育委員会にいきなり振って申しわけないけど、中学校給食のアンケートを出せ出せと言ってから1年もかかって、後から分析もできないようなデータを持ってきまして、非常に腹立たしいことが1回ありましたけれども、これ一体いつになったら出るんですか、議会に報告すると言ってますけど。

○議長（堀川季延君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） ただいまデマンド方式についてのデメリット方式ではないかという  
ような御指摘もあったわけでございますけれども、まずそういった意図があって、こういった解  
説をつけ加えたというものではございません。それははっきりと申し上げておきます。

それからアンケートの結果につきましては、集計そのものは現在できておりますが、今現在、  
これをお出しさせていただくと、数字の積み上げだけになってまいりますので、現在私どものほ  
うでその集計結果についての分析とクロス集計等も含めまして、解析をしておるといところで  
ございます。ですので早ければ年内中、遅くても年明けすぐには何らかの形でお示しをしたいと、  
このように考えております。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 奥田部長の答弁でクロス集計という言葉が出ました。私は中学校給食  
のときに、14%の子供たちが朝食を食べないで学校に通学をしておると。この14%がなぜそ  
うなっているのかということについて、クロス集計で分析しようと思ったらそれができない仕組  
みになっておったと、こういうのが実際の中身でございます。もしクロス集計ができるのであれ  
ば、速報値で構いません、コメントするなということ議員に提出してもらえませんか。

○議長（堀川季延君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） 速報値での集計結果のお示しということでございますね。その分  
についてはできるだけ私どもできましたら何らかの形でお示しをしたいというふうに考えてござ  
います。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 誤解されているとまずいですから念のため申し上げておきますと、こ  
の項目に丸をつけた人がこの人という速報数値じゃだめなんですよ。一人一人のデータがだあ  
と出てきて、例えば不便になったと、便利になったという人だけそれぞれ抽出して、不便にな  
った人のその理由がどうなっているのかということクロスでやるわけですから生データが要る  
わけですよ。それは出せますね。

○議長（堀川季延君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） 正直そこまでの形でのデータをお示しするというのは少し難しいか  
なというふうに考えてございます。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾議員！

○13番（八尾春雄君） じゃあ、善意で受けとめまして、早ければ年内と言ってますから年内  
に提出できるようにしかるべく努力をしていただきたいと思います。

二つ目にいきます。おむつの処理でございます。部長は研究するというふうに言っているんで  
すけれども、研究にも二つありまして、研究にもね。これはぜひやらなあかんなど、研究して  
みるわという意味の研究と、八尾議員は一体何を言っているんやと、どうやったらこの要求を拒め  
るかということの研究しているやないかということと二つあるんですけれども、どっちの立場で研  
究しているのかはっきりしてくれ。

○議長（堀川季延君） 小原事業部長！

○事業部長（小原 薫君） ただいまの御質問でございますが、私どもは前向きにという思いはしております。ほかの自治体でもこういう無料の収集をしておられる自治体もございますので、それを研究しまして広陵町でも取り入れることができるのであれば取り入れていきたいという形で、当然課題もあると思います。当然レジ袋ですので紙おむつ以外のごみもやっぱり入れられる可能性もありますので、その辺はいろいろ研究していきたいと考えております。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾議員！

○13番（八尾春雄君） とりあえず前向きにということですから、ただしこれ議会用語で前向きに検討するというのは、やらないということのもう一つの言い方でございます、実際にあなたが行いますというふうに断言するまで追及はしておきたいと思っております。

それで紙おむつですけれども、この質問通告を準備したときには、新生児のことを想定をして書いていたわけです。ところで紙おむつの回収が分別だとかで進まない原因などを研究している大学の研究室がありまして、論文を手に入れて読んでいたんですが、その中に個人情報を守らなきゃいかんのだと、こういうことが書いてあって、最初何のことかよくわからなかったんですが、うちの話で申しわけない、一遍に飛んで。おとし、うちの父親が亡くなりまして、家の片づけを私しましたんや。それで何か変なものが出てこないかと思って恐ろしかったですけれども、生きているときに父ちゃんはしているとは言いませんでしたけれども、大人用の紙おむつをしていました。子供には一切言わない。そういうのがたくさん出てきました。だから介護保険でホームヘルプサービスを以前頼んでいたんだけど、自分でやることはやるんやと断ったんやと、こういうふうに言っていましたけれども、家の中に入ってこられるとそういうのがわかっちゃうから嫌がったんだろうなと、今ではそう思っております。だから高齢者の方々の紙おむつの問題もこれからずっと深刻になりますから早い目に手だてを打っておかないと、僕はまずいのではないかというふうに思っているわけです。それで紙おむつというふうに言いますけれども、紙、紙と言うから紙だと思っていたら、これちゃいますな、プラスチックですね。ほんで焼却処分したりとかいうことになると、きょうびのCO<sub>2</sub>の発生原因になるだとかいうようなことだってあるわけだから、この研究室ではリサイクルを進めていったらどうかということを研究をされているそうです。それで平成25年に福岡県が音頭をとりまして、そのリサイクルができないかどうかということを福岡県で官民協働でやったという、こういうことがあります。福岡県環境部循環型社会推進課というところと公益法人福岡県リサイクル総合研究事業化センターというところが平成25年7月に関係者を寄せてリサイクルができないかどうかということを研究しているそうです。把握しておられますか。

○議長（堀川季延君） 小原事業部長！

○事業部長（小原 薫君） 申しわけございません。その件については、ちょっと私ども今現在把握してございません。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾議員！

○13番（八尾春雄君） これからのことで、今、紙おむつの回収をやっていると、分別をしているというのは、リサイクルをしているというのは自治体でいったら2%に満たないぐらいだそ

うです。ごくわずか。これから我がまちも新たに転入してこられる方やとか、それから高齢化が著しいなどということは常に言うわけですがけれども、この需要というか、この要望というのはやっぱり出てくるだろうと思うんですね。だからこのあたりもどうにかならんかと。そのときに子育てしやすいまちだなど、あるいは高齢者になっていろいろお金もかかるけれども、こういう点でまちが応援してくれるんやなということの一つの支えとしてこういうことを位置づけられたらどうかと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（堀川季延君） 小原事業部長！

○事業部長（小原 薫君） 議員おっしゃるとおり、福祉に手厚いまちと、それが一番だと思いますが、今後リサイクルにつきましても、天理のほうの広域施設のほうに平成35年度からいきますので、その辺も天理のほうの組合のほうも話をさせていただきまして、ちょっと前向きに話、こういう状態がうちのほうでも話が出ていますので、組合としてどう考えているかというのをお聞きしたいと考えております。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 2回目の前向きが出てきましたから前向きのダブルでございますけれども、小原部長には存分に役割を発揮していただいて、広陵町の事情もその協同組合の中で明らかにしていただきたいものと要望をしておきたいと思います。

教員の過重労働のところにいきたいと思います。

びっくりしましたね。ことしの平成30年度の国家予算ですね、教職員の定数をふやしてもらいたいというのが文部科学省の要請でございまして、3,415人ふやしてくれと、こう言ったんですね。ところが国はどういうふうになったかといったら、いやいや働き方改革で合理化できれば大丈夫やといって、全体で2,861人、大幅のカットをしちゃったと。先生が足らんとやっている最中に、ふやさんと逆に減らすとこんなひどいことがやられているんですけどね。それで言いにくいことを何とか書こうと思って一生懸命書いておられるのは文面からよくわかるんですけども、これ先生をふやしてもらわんとあかんのちゃうかと。それで1日の授業数を4コマにしたらということをおっしゃるわけですが、もし4コマにした場合、広陵町で何人の先生が足りませんか。

○議長（堀川季延君） 池端教育委員会事務局長！

○教育委員会事務局長（池端徳隆君） 議員御質問いただいておりますように、仮に4コマ、20コマと仮定した場合でございますけれども、これいろんな計算方法があるわけでございますけれども、東小学校で5人程度、西小学校で9人程度、北小学校で6人程度、全て程度を省きます。真美ヶ丘第一小学校で6人、第二小学校で6人、中学校等につきましては、そもそも教科制でございますので、この算式には当てはまらんということですが、現状、その足りないという人数を20コマと仮定した場合についてはそのようになります。これお尋ねではございませんけれども、町費の非常勤の講師等も入っております。それで1名ずつは充足しております。そのところの御認識はいただきたいと思っております。定数につきましては、足りないというか、飽和状態であるという議員の御質問についてはそのとおりでと認識をしております。不足のところがありま

したら、また教育長が答弁いただけると思います。

以上でございます。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾議員！

○13番（八尾春雄君） よく計算していただいたと思います。実際には、授業を持っておりませコマ数ですね、いわゆる業界ではコマ数と言うんですが、授業を持っておりましたらかかり切りになりますから、そういう意味で夏休みなどについてもクーラーを入れたから単純に短くするというのは安直な考え方やということを行いましたけれども、あのときたしか私思い出したんですが、あと2年後になったら授業時間がまた35時間ふえるんですね。ひどい話なんですよ。小学校の先生に英語をやりなさいと。免状も持っていないですよ。道徳が今度教科になったんですけど。授業数がまたふえるんでしょう。やりくりしようと思ったら、いやそれはもう夏休み短くしてもらわな計画が立てられまへんがなということだったと思います、今から思えば。しかしやり方は、過重労働だというふうに言いながら、随分とひどいことを、文科省は増員を要請したんですけれども、国の全体の中でこういうことが軽視されていると、大変残念なことでございます。

それでももう少し具体的に聞いてまいります、例えばほかの方々に、先ほど答弁にもありましたけれども、学校体育科を超えまして例えば社会体育の先生方を学校に招き入れてやるような話もあるんだろうと思います。それで中央教育審議会の答弁書のことが出ておりましたので、つい先日、12月6日、学校における働き方改革特別部会というので、中央教育審議会の資料があります。この中に部活動について、こんな表記がされておるわけでございます。部活動の設置運営は、法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得る。えっ、生徒が聞いたらびっくりする。実施する場合には、学校の業務として行うこととなるが、平成29年度から部活動指導員が制度化されたところであり、部活動指導は必ずしも教師が担う必要のない業務であると、中央教育審議会では素案では言い切っておるんですけれども、しかし生徒が体育館で一生懸命走っている最中に顧問の先生がその横におらんというのはちょっと後から管理責任を追及される場合だってあるわけだから、それは心配になるわけですよ。こういう実際困難になっているやつをあたかも実現できるかのように言うのも中央教育審議会としてはちょっと問題があるなというふうに思っているわけです。そういう中で出ているのが、変形労働時間制のことが言われておりますから、これ一つだけ聞いておきますけれども、忙しいときと、そうでないときとあるから1年ならしたら平準化するやろうと、こういう発想ですね。これ運用が非常に難しいんですね。通常8時間の勤務時間、教員は8時間ではないんですけれども、8時間の勤務時間というふうに仮定をしまして閑散期のときは7時間で忙しいときには9時間というふうにした場合、例えば年休を1日とりますね。閑散期で年休をとったら7時間分くれるんですね。忙しいときだったら9時間分くれるんですか、例えばこんな問題はどうしますか。

○議長（堀川季延君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、この変形労働制というのは、この前も私もちょっと一番気になっておりましたので中央教育審議会の特別部会が12月6日に答申というか、案を出しましたので、その中で一つの案と

しては例えば繁忙期については8時間を10時間というか、2時間プラス、そして逆に閑散期である夏休みを6時間にしたらどうだというような単純なことを。ところがこんな現場でいったらそんな単純なものではないわけですね。しかも夏休みって結構、先ほども話をしましたけれども、部活動であったり、研修であったり、それ以外のことが結構あって、実際は、これ名古屋大学の内田良という准教授もずっと言っていることなんですけれども、調査の結果の中では夏休みも26時間ぐらいの超過勤務をしていると。だから決して夏休みが閑散期ではないというふうに言われているわけなんです。そういう意味では単純なものではない。ただ、若干その辺は早く帰れる日もあってもいいだろうとか、それから夏休みに例えばそれを集中的にやれば、ひよっとしたら15日ぐらいを休日を設定されるんじゃないかというような案もあるわけなんですけれども、実際これが果たして現場に即したものであるかというのは非常に難しい部分かなというふうに思います。確かに答申案につきましては、あとは市町村というか、それぞれ現場というか教育委員会のほうで考えていきなさいみたいな感じだったというふうに思うんですけれども、十分にこの辺も教員の実態調査をした上でしていかなきゃならないかなというふうに思っておりますので、その辺ちょっと私としてはいろいろ今後の課題として検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 教育長、よく言っていただきました。現場から問題を把握をして改善案を提出すると、こういうのでないと、改善方針は出されないということを今教育長はおっしゃったわけでありまして。だから確かに難しいんですが、難しい、難しいとって解決しないではないかんわけです。そういう中で45時間の残業をするのはどうだというような基準も45時間と出ていると、これは民間労働者の場合、45時間を超えたら健康に被害が出るという基準があるんですよ。80時間を超えたらはっきり出てくると。100時間過ぎちゃったら、1カ月間それでやって死んじゃったら、労災にしますと、こういう基準を45時間で引っ張り出してきたくんですけれども、先生方の気の使い方というのは、民間労働者とまた違う意味で難しい問題、ナーバスな問題も含めてありますので、そのあたり大事なことは我がまちの教育現場において長時間労働の原因は一体何であるか、これだと。これを改善するためには、こういう方針が必要だということをちゃんと教育委員会で議論していただいて、県だとか国だとかではっきり言ってもらわなかん。やる意思はありますか。

○議長（堀川季延君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） こちらのほうもしっかりとその辺は研究させていただいて、これまでも、基本的に教員の定数増というのをずっと要望しておりますので、同様に県、それから国のほうにも要望していきたいというふうに思っております。国のほうもたしか第8次定数改善のほうでとまっています、それがあと全然改善されていない状況がございますので少しでもその辺第9次に向けた対応をしてもらいたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾議員！

○13番（八尾春雄君） ありがとうございます。割に明確に言っていただきました。

中学校に道徳の教科書を選考するに当たって、せんだっての議会でも質問をいたしましたところ、事務方は上牧町の教育委員会だということで行ってまいりました。情報公開で全部いただきました。ありがとうございました。ちゃんと連絡が行ってたのかもしれませんがね。それを読みましたら、この教科書はこういう点でいいけど、この教科書はこの点があかんというような具体的な対比表はないんですよ。7月25日の会議でその教科書を選考される責任者の方が報告をしているわけです。植村教育長のお名前も会議の出席者の中に書いてありました。彼はこんなことを言っている。まず今回も結論から申しますと、光村図書に研究協議会のほうでは絞らせていただきましたと、こうなっている。会議を開いてみたら何のことはない。この教科書でいってくださいやということを出しているわけです。ということは、この会議録には載らない先生方の教科書の研究の時間が恐らく合ったんだろうと思います。これはどこでどんな時間が使われたのかよくわかりませんが、こういう目に見えない労働というものやっぱりあるわけだから、そういうのをやっぱりきちんと把握をして、実際どうなっているんだということをちゃんと積み上げていかないといかんのではないかと。ある中学校の真美ヶ丘中学校の先生ですが、この間ばったり会いまして、うちのせがれの担任だったものですから、町会議員になられたんですねと言うから、なりましたねと。どうですかと言って、先生方忙しいそうですね、そうですね、一回見に来てくださいと向こうからお誘いがございましたので、これは行かなあかんなどということで、真美ヶ丘第二小学校の校長がほとんど時間管理をしていないというふうに言っていますけれども、真美ヶ丘中学校の辻校長がちゃんと時間管理をやっているのかどうか、できているのかどうか、教育長からも、あるいは事務局長からもチェックをしていただきたいと思うんですけれども、その点もまた大いに協力をしていきたいと、こう思っておりますのでよろしく願いをいたします。

4番目にいきます。生活保護制度の利用世帯についてであります。

我がまちの議会には、政務活動費という大変ありがたい制度がありまして、これ2,200円なんですけど、自分の金で買えといたら恐らく買わなかったかもしれませんが、いろいろトラブルだとか、わからないことがあったら調べてくださいよと、専門的な本ですね。その中に今回言っている大学の進学の問題が書いているわけです。たとえ話で申しわけありませんが、例えば高校に入りましたと。3年間あるからお母さん僕アルバイトするよと。どうしたんだい。3年間で120万円ためようと思うんやと。そうしたら奈良教育大学に入って、教員の免許の資格、免状を取って2年間は授業料を払えるだけのお金を蓄えたいんだと、こう思って自立させるための努力をしようやないかと、えらい孝行息子がそういうふうなことを言ったと。しかし、これをやりますと、どうなるかといったら、120万円の金をためたとして、それ収入になるから保護費がカットされるんじゃないですか。要するに生活保護の制度というのは、大学受験そのものを認めていないということじゃないですか。その点どういう認識ですか。

○議長（堀川季延君） 増田福祉部長！

○福祉部長（増田克也君） お答えをさせていただきます。

生活保護制度を今議員のほうがおっしゃっていただきましたけれども、そのとおりでございます。出身世帯の中で資力があって、収入を得られれば、それは収入認定をして、生活保護費が下がってしまいます。ですので、高校生が高校を卒業して、4月の段階で高校生にとっては貯金というものは0円になるというのが法の組み立てでございます。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 事実を認めるということはやはり重要なことでございます。部長が認められたので、それを前提にして申し上げたいと思います。

それでもし、大学生になって世帯分離して、大学生になってアルバイトをして、そのお金を一部家庭に入れようと、それでお母ちゃんちょっと足しにしてやと、これが自分の生活費以上のものが収入があるんだったらやれますよと。ただでそういう義務を負ってますよということでございます。答弁書では、しかしという文言がありまして、一般的な学生アルバイトであればみずからの生活費を賄うのも精いっぱいであろうことから例えば学生でありながら起業するなど一般的なアルバイトで得られる以上の収入がある場合を想定していると考えますと、こういう答弁書ですね。現実にはほとんどあり得ないことを答弁書に書かれたわけですがけれども、我がまちの高校生、あるいは奈良県でもいいんですけれども、こんな事例を把握しておられるんですか。こんな例があるからという答弁だったんですか。あなたの夢想した結果ですか、どっちですか。

○議長（堀川季延君） 増田福祉部長！

○福祉部長（増田克也君） 例としてそういうことも想定の中にあるということでございます。普通に言いますと、世帯分離後、18歳の大学生がほとんど収入70%ぐらいを就学援助費で賄っておって、それとあとは残りは学業とアルバイトで生活をしながら勉強を苦学をされているという実態がほとんどかと思えます。ただ、こういう事例もありますのでこういう場合は親のためにその所得を使っていただくという制度設計になっているということ为例示するために答弁書に書かせていただきました。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 実態を踏まえたものではなくて、論理的にそういう可能性があるから書きましたという答弁でございました。そういう答弁は余り値打ちがありませんよね。

実際問題は、例えば新聞配達をして授業時間とかぶらないようにアルバイトをすると。しかしこの場合は朝早く起きてやるわけですから、昼ぐらいになると睡魔との戦いでございまして、これはなかなか厳しい生活があらうかと思えます。生活保護の目的が一体何なのかということを考えて場合に、憲法25条で定める人としての最低限の生活ということを書いているわけですがけれども、実際にはそこから一步進んで今は生活保護の制度を利用するけれども、将来においてそこから脱皮ができるということが可能のような仕組みにしないといけないんじゃないかと思うんですけれども、その点何か認識がありますか。

○議長（堀川季延君） 増田福祉部長！

○福祉部長（増田克也君） この件につきましても、最近国のほうからも町のほうにいろんなガイドライン、通達なり流れてくる中で、階層の固定化といいますか、格差の是正というのが生活

保護家庭の子供さんの、これは正しい数字ではないかも知れませんが、約25%がまた生活保護を受給されているという、いわゆる貧困の連鎖ということについて何とか是正をしたいというのが国の考えであるというふうにも届いております。そのことを何とかするという一つの課題といたしましては、全国の世帯の73%が大学や短大や専門学校に行っている中で生活保護世帯が35.3%でとどまっているということは、何かの方法で是正をしなければならないというふうに考えております。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾議員！

○13番（八尾春雄君） その責任を全て増田部長に押しつけるわけにはまいりませんが、立場上、生活保護を扱う部門でございますので、しかるべき発言をしていただいて、困っている人がおるんだから、そういうときのために何とかならないかと。それを生活保護制度の改善そのものだけではなくて、広陵町における奨学金制度の拡充などについても、まちでやれることについてやろうではないかと、こんなことも姿勢としてぜひ示していただきたいものだと思います。

私、最近読んでいる本で、中野信子さんという、脳科学者の本がございまして、あの人の経歴を見たら東大の卒なんです、本当は早稲田に入りたかったんですけど、聞いたら。ところが早稲田に行こうと思ったら当時は金がないと。私学は高いからね。おかげで東大しか入れなかったと、彼女は言っていましたけれども、僕とは違う世界に住んではる人やなと思いましたが、東大の学生の親の収入を見たらもう歴然としているんです。圧倒的に高い。それで危機感を覚えまして、東大当局は学生の1割についてはもう学費はゼロにすると。東大だからできたのかもしれない。その点はあるかもしれませんが、学びたいという意欲のある人だったら、生活がどれだけ困窮しても公共の立場で支えて、これを推し進めるのが、応援をするのがやっぱり役割だと思いますので、部長もあとしばらくの任期ではございますけれども、最後のお務めとして、ぜひその点しっかりと取り組んでいただけたらと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

あと4分でございますので、最後に参ります。

障がい者の雇用比率についていろいろ言っております。質問に入る前に、ヒトラーの全権付与法の話をしましたけれども、議会を議会でなくしてしまうという、そういうやり方が独裁を生むということをやりましたけれども、これ国の機関においては、いつてみたらでたらめですやん、うそついた話や。この公的機関の、メガネをかけていたらあんた弱視でしょうとかね、退職した人も中に入れましたとかね。こんなんしかし同じ公共の立場でどう思われますか、ちょっと感想だけ聞いておきたいんですが、どなたがいいんですかね、ちょっと聞いておきます。どう思っておられるんですか。

○議長（堀川季延君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） 国のほうで今回障がい者雇用の水増しの問題というのがかなり取り上げられたわけでございますけれども、私どもからすれば、なかなかやっぱり考えられない問題であると思っております。そういった水増し自体が本来当然ではございますけれども、やってはいけないことではございますので、なかなかどういう形になったのかといういろいろなさまさまな

理由はございましょうけれども、私どもといたしましては、当然やっではいけない問題だというふうに捉えてございます。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾議員！

○13番（八尾春雄君） 当然のことを当然として言われたことは一步前進でございます。

それで、清掃センターのところに会社が派遣元から派遣している人材であるので、数字についてはそっちのほうよと、町は責任ないんですよと、そういう文章にはなっていないんですけれどもそういうことが書いてありますけれども、派遣元においてこの事業所においては、ちゃんと障がい者の雇用比率は守っていますかという問い合わせぐらいはしておかれたほうがいいんじゃないですか、広陵町の施設なんだもの。ぜひしていただきたいんですが、どうですか。

○議長（堀川季延君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） 答弁の補足になりますけれども、まず私ども奈良労働局のほうに確認をさせていただきました。シルバー人材センターにつきましては、一般的に請負という形になるわけでございますけれども、派遣をすることに雇用が必要となれば、これは当然障がい者雇用の義務を発生するという回答をいただいております。ただ、シルバー人材センターの実態といたしましては、労働者の方お一人お一人の時間が短い、また1カ月当たりの労働時間が10日以内である。もしくは1週間当たりの労働時間が20時間以内ということで、ここでいういわゆる労働者に含まれないというようなことになってまいりますので、そういったところからこの法定の雇用義務が課されるかどうかというのは、少しその事業所によって違うというようなことでお聞きをしております。またシルバー人材センターのほうには、そのあたりの確認もしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（堀川季延君） 13番、八尾議員！

○13番（八尾春雄君） おっしゃることはよくわかります。いわゆる短時間で期間も短いという場合には、労働者としてカウントしない場合がありますね。民間の場合は雇用保険に被保険者として認定をされているかどうかと。だから週当たりの労働時間が20時間以上の場合には分母に入れるんですけれども、そうでない場合は分母に入れないと、こういうことをやっているわけですから、恐らく労働局もそのような対応をされたんだろうと思います。問題は、法律の基準は最低限度の基準でございますから、家の中に閉じこもっているような障がい者がおられたなら、どういうやり方かわかりませんが、やっぱり外に出て交流する。共生の社会というふうに言ってるわけですから、そこらあたりもう少し丁寧に目配りをしていただきたいと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（堀川季延君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） 答弁にもございましたように、障がい者雇用というのは、これからも町として推進を図ってまいりたいと思います。施設面での環境づくり、それから職員意識改革、これも当然必要になってまいりますので、両面進めまして、今より少しでも雇用が進むように努力してまいりたいと、このように考えてございます。

○13番（八尾春雄君） 終わります。